

在日朝鮮人の対韓国送金及び輸入に関する件

35
・
8
・
20

秘
まで

秘密指定解除

公文書監理室

アジア局長

宇山参事官

北東アジア課長

在日朝鮮人の対韓口送金及び輸出に關する件
(局長御下命事項)

昭 35. 8. 20

北東アジア課

張勉韓口口務総理の至情協力問題に關

する中、「日本政府は韓口と至情協力したいと

いふことは「具体的計画を出してほしい。日本資本

の導入は韓口の外資導入法に基いてやり方であら

うに歓迎する。しかし韓口としては「在日朝鮮人

の資本を導入する意向」といふ日本政府が考慮

してこれらに希望している」と述べたことには關連

① 日本側の対韓^D送金及び輸出に付する取

扱の振りについで大蔵省及び通産省に照会しては

る次第とありてゐる。

1. 対韓口送金

(1) 対韓口送金は、日韓間の金融協定に基いて、

同協定附属の交換公文に規定されてゐる^② 制限

とて送金する場合、その制限を超過して送

金する限り、完全自由とある。

(2) 74-ドゥ。ポル等標準外決済の場合

は為替管理法に基いて、個別的に大蔵大臣の

許可を必要とする。

大蔵省の従来の対韓口送金に付する方針は、

② Return
投資
場合

ケースバイケースに処理されるが、韓国には

は、現在44万ドル以上の貸付^{貸付}基^金がある。

その上、カードと送らせるとは、外貨管理上

不都合がある理由で、他の外口人に打合せ

特に厳しく審査し、極少数の例外(軍用)

債の取引に基くた。ICB資金関係のクレジット

処理^等に80%と除いて許可しな^る方針にと

られる。

また、外貨管理法の特例として、生活費、医療費

(1人3ヶ月: 100ドル) 視察、研修費 (1人180ドル)

旅行者の携帯金等については簡易な手続が認め

られている。

2. 貨物の輸出

朝鮮人が、^材採~~集~~等日本に購入、韓国に送る

場合は、輸出貿易管理令(令第11項、第3号)

による。標準外決済方法によるものとして、大蔵大

臣の同意を得た通商大臣の承認が必要である。

上記の場合は、明記の輸出であり、その標準外

決済に基く輸出であるから、4-2 バイパスに善

査されたもの。韓国の場合特殊な事情がある限り、

承認が必要である。その従来は例である。日本、日本

居住の外国人に外に^資理物投~~資~~等の理由で無

償輸出を認められた事例は少くある。

(注. 日本人に外に投資、理物出資として無償輸出

出口認められ例は非常に多し。

例、総価額1万円以下の貨物、口荷郵便物の運送は

乗取人の
個人の使用に供したる身用品等、輸送貨物

管理令別表第二に掲げられたる^{貨物}、旅行者の

携帯品等、同令別表第三に掲げられたる貨物につき

は、分別管理に任ずるに任じ、自由運送

を認められたる。